

## ○外務省告示第六百四十八号

平成二十年十二月一日にワシントンで、平和的目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の附属書の修正に関する次の書簡の交換がアメリカ合衆国政府との間に行われた。

平成二十年十二月十六日

外務大臣 中曽根弘文

(日本側書簡)

書簡をもって啓上いたします。本使は、千九百九十五年四月二十四日にワシントンで署名された平和的目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(以下「協定」という。)に言及するとともに、協定第二条の規定に基づき、千九百九十六年四月三日、同年六月二十五日、千九百九十八年十一月三十日、二千二年七月十二日及び二千五年六月十日に修正された協定の現行の日本語及び英語による附属書をこの書簡に添付されている附属書のようにそれぞれ改めることを日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

本使は、更に、前記のことがアメリカ合衆国政府にとって受諾し得るものであるときは、この書簡及び閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千八年十二月一日にワシントンで

アメリカ合衆国駐在

日本国特命全権大使に代わる 加藤元彦

アメリカ合衆国国務長官

コンドリーザ・ライス閣下

附属書

第二条の規定に従い協定が適用される共同活動		第三条1(a)にいう機関、団体又はその他の者	
日	本	米	国
1	地球観測プラットフォーム技術衛星 (ADEOS) 計画	宇宙航空研究開発機構	航空宇宙局
2	宇宙飛行士訓練計画	宇宙航空研究開発機構	航空宇宙局
3	ミニピュレーター飛行実証試験計画	宇宙航空研究開発機構	航空宇宙局
4	熱帯降雨観測衛星 (TRMM) 計画	宇宙航空研究開発機構	航空宇宙局
5	環境観測技術衛星 (ADEOS-II) 計画	宇宙航空研究開発機構	航空宇宙局
6	資源探査用将来型センサー (ASTER) 計画	経 済 産 業 省	海洋 気象局
7	超長基線電波干渉計宇宙天文台計画 (VSOP)	宇宙航空研究開発機構	航空宇宙局
8	放射線実時間計測装置 (RRMD) 計画	宇宙航空研究開発機構	航空宇宙局
9	微小重力科学実験室 (MSL) 計画	宇宙航空研究開発機構	航空宇宙局
10	神経科学実験室 (NEUROLAB) 計画	宇宙航空研究開発機構	航空宇宙局
11	気球搭載型超伝導スペクトロメーター計画	宇宙航空研究開発機構	航空宇宙局
12	火星探査プラネットB計画	東 京 大 学	航空宇宙局
13	X線天文衛星 (ASTRO-E) 計画	宇宙航空研究開発機構	航空宇宙局
14	改良型高性能マイクロ波放射計 (AMSR-E) 計画	宇宙航空研究開発機構	航空宇宙局
15	磁気圏撮像衛星 (IMAGE) 計画	宇宙航空研究開発機構	航空宇宙局
16	月探査衛星 (LUNAR-A) 計画	宇宙航空研究開発機構	航空宇宙局
17	宇宙工学実験衛星 (MUSES-C) 計画	宇宙航空研究開発機構	航空宇宙局
18	第二次気球搭載型超伝導スペクトロメーター計画	宇宙航空研究開発機構	航空宇宙局
19	X線天文衛星II (ASTRO-EII) 計画	宇宙航空研究開発機構	航空宇宙局
20	太陽観測衛星 (SOLAR-B) 計画	宇宙航空研究開発機構	航空宇宙局
21	地球規模の降水観測 (GPM) 計画の開発及び運用活動	宇宙航空研究開発機構	航空宇宙局
22	温室効果ガス観測技術衛星 (GOSAT) と炭素観測衛星 (OCO) との間の協力計画	宇宙航空研究開発機構	航空宇宙局

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本長官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本長官は、更に、前記のことがアメリカ合衆国政府にとって受諾し得るものであることをアメリカ合衆国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日効力を生ずるものとするに同意する光栄を有します。本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。二千八年十二月一日にワシントンで

アメリカ合衆国国務長官に代わる

ジェフリー・A・マトキ

アメリカ合衆国駐在

日本国特命全權大使 藤崎一郎閣下